

大熊地区におけるタクシー利用契約

仕様書

1. 件名

大熊地区におけるタクシー利用契約

2. 目的

本件は、経済産業省より交付を受けた「放射性物質研究拠点施設等運営事業費補助金」事業の一環として、福島県双葉郡大熊町に所在する国立研究開発法人日本原子力研究開発機構（以下「原子力機構」という。）福島廃炉安全工学研究所大熊分析・研究センター等において、外勤業務、緊急発生する業務、来客及び出張者の対応等に備え、職員等の安全かつ安定した輸送手段の確保を目的としたタクシーの利用契約について定めるものである。

3. 仕様

- (1) 料金後払いタクシー券を用いた利用とする。
- (2) 原子力機構の要求に応じ、タクシー券を指定する日までに必要数量納入する。
- (3) 原子力機構が配車を申し込んだ時は、指定した台数、時間及び場所にタクシーを配車し、指定する場所へ速やかに運行すること。
- (4) 原子力機構が指定する日時に可能な限り対応すること。
- (5) タクシーを使用し下車する際、原子力機構（利用者）がタクシー券に定められた料金を正確に記入した本券を乗務員が受け取ること。
- (6) 受注者は原子力機構が使用したタクシー券を月締めで精算し、使用したタクシー券を添えて支払い請求を行う。なお請求書には、利用日、タクシー券番号、利用料金、高速料金、合計額等が記載された明細書を添付すること。

4. 実施場所

- (1) 原子力機構 福島廃炉安全工学研究所 大熊分析・研究センター
（福島県双葉郡大熊町大字夫沢字北原5）
施設管理棟の敷地は東京電力ホールディングス株式会社福島第一原子力発電所敷地内（発電所に隣接）にあり、帰還困難区域になっている。
帰還困難区域への入域の手続きについては、別途、原子力機構担当者へ問い合わせ、確認を行うこと。
- (2) その他、営業区域内で原子力機構が指定する場所

5. 実施期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日

6. 検収条件

毎月月締めの請求書を原子力機構に提出し、仕様書の定めるところに従って業務が実施されたと認めたことをもって検収とする。

7. 必要となる資格・条件

- (1) 東北運輸局の一般乗用旅客自動車運送事業の許可を受けていること。
- (2) 営業区域に「福島県双葉郡交通圏」を含むタクシー会社または協同組合等であること。
- (3) 本契約に係る事務手数料がかからないこと。
- (4) 料金後払いタクシー券の使用ができ、月締めで精算、翌月払いが可能であること。
- (5) ETC搭載車を配車可能であり、その際はETC割引を適用すること。
- (6) 遠距離割引を適用すること。

- (7) 原子力災害対策本部が設定する帰還困難区域内への立ち入りが可能であること。
- (8) ジャンボタクシー（運転手を除き、9名以上乗車できるタクシーとする）の配車が可能であること。

8. 特記事項

- (1) 道路交通法等その他関係諸法規等を遵守し、安全運転を心がけ事故の未然防止に努めること。自社の責任の有無に関わらず、事故発生時の対応、補償等の交渉の仲介を行うこと。
- (2) 第7項(1)～(8)にあげた条件を満たす全てのものと契約締結するものとするが、利用を確約するものではない。

9. 機密保持

原子力機構の機密情報等を入手した場合、第三者に開示・漏えいしないこと。ただし、原子力機構の承認したもの、開示の時点で既に公知のものはこの限りではない。

10. 環境配慮

「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成12年法律第100号）」及び「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」を踏まえ、環境への負荷の低減に努めること。

11. その他

- (1) 本仕様書に記載されている事項及び本仕様書に記載のない事項について疑義が生じた場合は、原子力機構と協議のうえ決定するものとする。
- (2) 原子力機構が、受注者に対し本補助金事業の適正な遂行のため必要な調査に協力を求めた場合にはその求めに応じること。

以 上